

わかやまオープンファクトリー支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、原油価格・物価高騰が続き、経営に大きな影響を及ぼしている状況や人口の急速な減少により、人材の確保が難しくなる状況の中で、付加価値の向上や人材の確保及び育成のためにオープンファクトリーに取り組み、もって成長を目指す事業者を支援し、和歌山県（以下「県」という。）経済の活性化に寄与することを目的として、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 前項の補助金の交付については、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において「オープンファクトリー」とは、工場等で製造・加工等を行う場所（以下「生産現場」という。）を外部に公開する取組又は来場者が生産現場で行われているものづくりを体験することができる取組をいう。

(補助対象者)

第3 当該補助金の交付の対象となる者は、次のいずれも該当する者であること。

- (1) 県内に生産現場を有しており、その生産現場に関するオープンファクトリーを開催しようとするものであること。
- (2) 三者以上が連携し、オープンファクトリーを新たに開催しようとする者であること。
- (3) 県内においてオープンファクトリーを開催しようとする者であること。
- (4) 事業者自らの成長を目的として開催しようとする者であること。
- (5) 県が指定する期間内に開催されるオープンファクトリーを行おうとする者であること。

(宣誓事項)

第4 次の(1)から(5)までのいずれにも宣誓した者でなければ、補助金を交付しない。

- (1) 提出する書類に虚偽がないこと。
- (2) 第3の補助対象者の要件を満たしていること。
- (3) 第5の不交付要件に該当しないこと。
- (4) 不正受給(偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他刑法（明治40年法律第45号）各本条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に虚偽の申請を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない補助金の交付を受け、又は受けようとするをいう。）が発覚した場合には、第18の規定に従い補助金の返還を行うこと。必要があるときは、第22の規定により情報を公表することに同意すること。
- (5) 規則及びこの要綱に従うこと。

(不交付要件)

第5 第3の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（法人にあつては、その役員を含む。）に対しては補助金を交付しないことができる。

- (1) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者

- (2) 刑法第12条に規定する拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのなくなるまでの者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- (4) (1)から(3)までに掲げる者の他、本補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと知事が認める者

（補助事業、補助対象経費等）

第6 当該補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、事業者自らの成長を目的として実施されるオープンファクトリーとする。

2 当該補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1のとおりとし、補助金額の限度額及び補助率は、別表2及び別表3のとおりとする。

（補助事業の選定方法）

第7 知事は、知事の附属機関の組織及び運営の基準を規定する規則（平成25年和歌山県規則第47号）に規定する和歌山県中小企業振興支援補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査を経て、予算の範囲内で補助事業を選定するものとする。

2 知事は、複数年以上、継続的に補助事業を行おうとする事業者については、その補助事業の実績及び当該年度の計画等を確認するため、当該年度の審査委員会における審査を経て、予算の範囲内で補助事業の継続を決定するものとする。

（補助金の交付申請）

第8 申請においては、当該補助金を申請する者（以下「補助申請者」という。）は、共同で申請するものとし、あらかじめ代表者（以下「補助代表申請者」という。）を定め、補助代表申請者が、補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 宣誓書（別記第2号様式）
- (2) 補助申請者の概要（別記第3号様式）
- (3) 補助事業計画書（別記第4号様式）
- (4) 収支予算書（別記第5号様式）
- (5) 申請を行う日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の貸借対照表及び損益計算書（以下「決算関係書類」という。）
- (6) 補助申請者の概要
- (7) 申請を行う日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の法人税又は申請を行う日の属する年の前年及び前々年の所得税の申告書の写し
- (8) 和歌山県が課する県税等に未納がないことを証明するもの
- (9) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第9 知事は、第8の申請書の提出があったときは、当該申請書の内容について審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助代表申請者に補助金の交付の決定（以下

「交付決定」という。)を行うものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 知事は、交付の決定の後に補助申請者の責によらない事由により交付決定の変更をする事由が生じたときは、再度の交付決定をすることができる。

(申請の取下げ)

第10 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内に交付申請取下届出書(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第11 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(別記第7号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項の承認には、必要に応じ条件を付し、これを変更することができる。

3 第1項ただし書に規定する軽微な変更とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 補助事業に要する経費の20パーセント以内の減少となる内容の変更をする場合

(2) 補助目的の達成に支障がなく、及び事業効率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更をする場合

(3) 別表1の補助事業の経費区分の相互間において、いずれか低い額の20パーセント以内の経費の配分変更をする場合

(補助事業の中止)

第12 補助事業者は、補助事業が何らかの理由により、遂行が困難になり、中止しようとするときは、あらかじめ、補助事業中止承認申請書(別記第8号様式)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13 補助事業者は、補助事業の遂行について、知事の要求があったときは速やかに別に規定する状況報告書を知事に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第14 補助事業者は、事業の完了(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)について補助事業等実績報告書(別記第9号様式)及び成果報告会実施報告書(別記第10号様式)に係る書類を添え、補助事業を実施した年度(以下「補助事業年度」という。)の2月末日までに知事に提出しなければならない。

2 成果報告会実施報告書(別記第10号様式)は、成果報告会(共同で申請を行った事業者等が集まり、当該補助事業の成果等について報告を行う場をいう。)を事業年度の1月末日までに行ったうえで、その内容を記載すること。

(交付決定の取消)

第15 知事は、交付対象者(法人にあっては、その役員を含む。)が、第9の3の規定によ

り、交付すべき額の減額の再度の交付決定を行ったとき、第5に規定する補助金の不交付要件に該当することが判明したとき又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の額の確定等)

第16 知事は、第14の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第11の規定による変更の承認をした場合は、その内容とする。)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(補助事業後の状況報告書)

第17 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度を初回として、以降3年間、毎年度終了後30日以内に当該補助事業に係る事業状況について、補助事業完了後状況報告書(別記第11号様式)に知事が必要と認める書類を添え、知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第18 知事は、第15の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合には、交付対象者の当該減額又は取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の返還を命ずるものとする。

(加算金)

第19 交付対象者は、第18の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

3 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、交付対象者の申請に基づき、加算金の全部又は一部を免除することができる。

(立入検査等)

第20 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付対象者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときはこれを提示しなければならない。

(収益納付)

第21 知事は、第17に規定する補助事業完了後状況報告書(別記第11号様式)により、当該補助事業者に相当の収益が生じたと認められる場合、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

(申請内容及び事業成果の公表等)

第22 知事は、公益上特に必要があると認めるときに限り、この要綱に基づく業務において取得した個人情報を国等の関係機関に提供し、又は申請者の名称、代表者名及び補助金の内容等に関する情報を公表することができる。

2 知事は、補助事業の成果について、必要があると認めるときは、その成果を発表することができる。

(補助金の経理等)

第23 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他必要な事項)

第24 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年3月18日から施行する。

別表 1 (第 6 関係)

補助金対象経費

経 費 区 分	説 明
会場費	補助事業遂行のために必要な会場の使用や会場付帯設備等の使用に要する経費
借損料	補助事業遂行のために必要な機器のレンタル、バスやタクシーの借り上げ等に要する経費
広告宣伝費	新聞・雑誌・デジタル媒体等への掲載等、補助事業の広告・宣伝に要する経費
外注費	補助事業遂行のために必要な制作物の作成や業務の一部を外注する場合に要する経費

別表 2 (第 6 関係)

一者あたりの補助金額の限度額及び補助率

補助金額の限度額			補 助 率
1 年目	2 年目	3 年目	
上限400千円	上限200千円		2分の1以内

別表 3 (第 6 関係)

一団体あたりの補助金額の限度額及び補助率

補助金額の限度額			補 助 率
1 年目	2 年目	3 年目	
上限2,000千円	上限1,000千円		2分の1以内

和歌山県知事 様

補助代表申請者住所

補助代表申請者名

役職及び氏名

令和 年度わかやまオープンファクトリー支援事業補助金交付申請書

令和8年度において、わかやまオープンファクトリー支援事業を実施したいので、補助金等 円の交付について、和歌山県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり、同規則第5条の2に規定する補助金等の交付の除外要件に該当することが判明した場合又は同規則第10条第2項の規定に違反した場合には、同規則第17条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

【補助代表申請者以外の補助申請者名】

- ・
- ・
- ・

【関係書類】

- (1) 宣誓書
- (2) 補助申請者の概要
- (3) 補助事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 決算関係書類
- (6) 補助申請者の概要
- (7) 【法人の場合】
前年事業年度及び前々事業年度の法人税の申告書の写し
【個人事業主の場合】
前年及び前々年所得税の申告書の写し
- (8) 和歌山県が課する県税等に未納がないことを証明するもの
- (9) その他知事が必要と認める書類

(注) 1 本様式は、日本産業規格A4版とすること。

2 (2)、(3)及び(4)以外については、全ての補助申請者の書類を添付すること

和歌山県知事 様

住所

氏名

令和 年度わかやまオープンファクトリー支援事業補助金に係る宣誓書

令和 年 月 日付けにて申請を行うわかやまオープンファクトリー支援事業補助金の交付の申請において、下記の内容について、宣誓します。
宣誓した内容と事実が相違することが判明した場合には、当該補助金の交付を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- (1) 提出する書類に虚偽がないこと。
- (2) 第3の交付対象の要件を満たしていること。
- (3) 第5の不交付要件に該当しないこと。
- (4) 不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他刑法（明治40年法律第45号）各本条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に虚偽の申請を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない補助金の交付を受け、又は受けようとするをいう。）が発覚した場合には、第18の規定に従い補助金の返還を行うこと。必要があるときは、第22規定により情報を公表することに同意すること。
- (5) 規則及びこの要綱に従うこと。

- (注) 1 本様式は、日本産業規格A4版とすること。
2 補助申請者はそれぞれにおいて記載すること。

補 助 事 業 計 画 書

(1) オープンファクトリー名	
(2) 全体の補助事業計画等	
(i) 事業者を取り巻く環境等の現況	
(ii) 想定している来場者	
(iii) 補助事業計画の内容	
(iv) このグループで行うことによる効果	
(3) 申請年度及びその次年度以降の事業目標及び内容	
(i) オープンファクトリー のKPI	<p>【申請年度の目標】</p> <p>【最終目標】</p> <p>【そのために取り組む内容】</p>

<p>(ii) オープンファクトリー によって事業者にもた らされる効果</p> <p>※事業者ごとに記載</p>	<p>事業者名①： 【申請年度の目標】</p> <p>【最終目標】</p> <p>事業者名②： 【申請年度の目標】</p> <p>【最終目標】</p> <p>事業者名③： 【申請年度の目標】</p> <p>【最終目標】</p>
<p>(iii) 補助申請者の成長目標</p> <p>※事業者ごとに記載</p>	<p>事業者名①： 【申請年度の目標】</p> <p>【最終目標】</p> <p>事業者名②： 【申請年度の目標】</p> <p>【最終目標】</p> <p>事業者名③： 【申請年度の目標】</p> <p>【最終目標】</p>
<p>(4) 補助事業の実施時期 (予定も含む)</p>	<p>年 月 日 ～ 年 月 日</p>
<p>(5) 補助事業の実施場所</p>	
<p>(6) 経費区分</p>	<p>補助事業に要する経費： 千円</p> <p>補助対象経費： 千円</p> <p>(内訳は別紙のとおり)</p>

(注) 1 複数年以上、継続的に補助事業を行おうとする事業者であり、過去に当該補助事業の交付実績がある事業者においては、交付年度の補助事業計画書及びその補助

事業等実施報告書（別記第10号様式）の写しをすべて添付すること。

2 本様式は、日本産業規格 A 4 版とすること。

収 支 予 算 書

◇1年目 ◇2年目 ◇3年目

【収入の部】

（単位：円）

収 入 区 分	収 入 額	説 明
1 補助金		
2 自己資金		
3 借入金		
4 その他		
合 計		

【支出の部】

（単位：円）

経 費 区 分	補助事業に 要する経費	補助対象 経費	説 明
(1) 会場費			
(2) 借損料			
(3) 広告宣伝費			
(4) 外注費			
合 計			

- (注) 1 1～3年目で該当する箇所に○をつけること。
- 2 「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費をいう
- 3 「補助対象経費」とは、「補助事業に要する経費」のうち補助対象となる経費をいう。
- 4 「補助対象経費」は消費税及び地方消費税抜額を記載すること。
- 5 説明欄には収入、支出の内容を記載すること。
- 6 千円未満を切り捨てた金額を記載すること。
- 7 複数年以上、継続的に補助事業を行おうとする事業者であり、過去に当該補助事業の交付実績がある事業者においては、交付実績年度の収支予算書及び収支決算書の写しを添付すること。
- 8 本様式は、日本産業規格A4版とすること。

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名

令和 年度わかやまオープンファクトリー支援事業補助金に係る交付申請取下届出書

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けたわかやまオープンファクトリー支援事業補助金の交付の申請は、下記の理由により取り下げたいのでわかやまオープンファクトリー支援事業補助金交付要綱第10の規定により届け出ます。

記

1 交付申請取下げ理由

（注）本様式は、日本産業規格A4版とすること。

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名

令和 年度わかやまオープンファクトリー支援事業補助金に係る補助事業の
内容（経費の配分）の変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けたわかやま
オープンファクトリー支援事業補助金について、下記の理由により補助事業の内容（経費の
配分）を変更したいので、わかやまオープンファクトリー支援事業補助金交付要綱第11第1
項の規定により承認を申請します。

記

1 変更申請額

	決定額	変更申請額	差 額
補助事業に要する経費 金	円 金	円 金	円
補 助 対 象 経 費 金	円 金	円 金	円
補 助 金 額 金	円 金	円 金	円

2 変更理由

- (注) 1 補助事業計画が確認できる資料があれば、添付すること。
2 本様式は、日本産業規格A4版とすること。

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名

令和 年度わかやまオープンファクトリー支援事業補助金に係る補助事業中止承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けたわかやまオープンファクトリー支援事業補助金に係る下記補助事業を下記の理由により中止したいので、わかやまオープンファクトリー支援事業補助金交付要綱第12の規定により承認を申請します。

記

- 1 オープンファクトリー名
- 2 補助事業を中止する理由

（注） 1 本様式は、日本産業規格 A 4 版とすること。

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名

令和 年度わかやまオープンファクトリー支援事業補助金に係る補助事業等実績報告書について

わかやまオープンファクトリー支援事業補助金交付要綱第14第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

関係書類

- 1 （別紙1）収支決算書
- 2 （別紙2）補助事業実績報告書

- （注） 1 補助事業実績が確認できる資料を添付すること。
2 本様式は、日本産業規格A4版とすること。

収 支 決 算 書

◇1年目 ◇2年目 ◇3年目

【収入の部】

(単位:円)

収 入 区 分	収 入 額	説 明
1 補助金		
2 自己資金		
3 借入金		
4 その他		
合 計		

【支出の部】

(単位:円)

経 費 区 分	補助事業に 要する経費		補助対象 経費		説明
	申請額	実績額	申請額	実績額	
(1) 会場費					
(2) 借損料					
(3) 広告宣伝費					
(4) 外注費					
合 計					

- (注) 1 1～3年目で該当する箇所に○をつけること。
- 2 「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費をいう。
- 3 「補助対象経費」とは、「補助事業に要する経費」のうち補助対象となる経費をいう。
- 4 「補助対象経費」は消費税及び地方消費税抜額を記載すること。
- 5 説明欄には収入、支出の内容を記載すること。
- 6 千円未満を切り捨てた金額を記載すること。
- 7 支払金額を証明する書類（領収書等）を添付すること。
- 8 本様式は、日本産業規格 A 4 版とすること。

補助事業実績報告書

(1) オープンファクトリー名	
(2) 補助事業交付実績 ※複数ある場合はすべて記載	
(3) 補助事業の実施時期	年 月 日 ~ 年 月 日
(4) 補助事業の実施場所	
(5) 経費区分	補助事業に要する経費： 千円 補助対象経費： 千円 (内訳は別紙のとおり)
(6) 申請年度の補助事業実績及び来年度にむけての改善点	
(i) オープンファクトリーのKPI	<p><目標>※補助金申請時に記載した内容を転記</p> <p>【申請年度の目標】</p> <p>【最終目標】</p> <p>【そのために取り組む内容】</p> <p>≪実績≫</p> <p>【申請年度の実績】</p> <p>【来年度に向けての改善点】</p>

(ii) オープンファクトリーによって事業者にもたらされる効果

※事業者ごとに記載しまとめて提出

事業者名①：

<目標>※補助金申請時に記載した内容を転記

【申請年度の目標】

【最終目標】

《実績》

【申請年度の実績】

【来年度に向けての改善点】

事業者名②：

<目標>※補助金申請時に記載した内容を転記

【申請年度の目標】

【最終目標】

《実績》

【申請年度の実績】

【来年度に向けての改善点】

事業者名③：

<目標>※補助金申請時に記載した内容を転記

【申請年度の目標】

【最終目標】

《実績》

【申請年度の実績】

【来年度に向けての改善点】

<p>(iii) オープンファクトリーに参加した事業者の成長目標 ※事業者ごとに記載しまとめて提出</p>	<p>事業者名①： <目標>※補助金申請時に記載した内容を転記 【申請年度の目標】 【最終目標】 ≪実績≫ 【申請年度の実績】 【来年度に向けての改善点】</p> <p>事業者名②： <目標>※補助金申請時に記載した内容を転記 【申請年度の目標】 【最終目標】 ≪実績≫ 事業者名① 【申請年度の実績】 【来年度に向けての改善点】</p> <p>事業者名③： <目標>※補助金申請時に記載した内容を転記 【申請年度の目標】 【最終目標】 ≪実績≫ 【申請年度の実績】 【来年度に向けての改善点】</p>
---	--

- (注) 1 補助事業実績が確認できる資料を添付すること。
 2 本様式は、日本産業規格 A 4 版とすること

成 果 報 告 会 実 施 報 告 書

(1) オープンファクトリー名	
(2) 補助事業交付実績 ※複数ある場合はすべて記載	
(3) 成果報告会の実施日	年 月 日
(4) 成果報告会の実施場所	
(5) 成果報告会で報告した経費内容	補助事業に要する経費： 千円 (内訳) 会場費 千円 借損料 千円 広告宣伝費 千円 外注費 千円 うち補助対象経費 千円
(6) 成果報告会での意見	
(i) 経費について	
(ii) コンセプトについて	
(iii) 想定する来場者と実際の来場者について	
(iv) オープンファクトリーの課題	事業者名①： 事業者名②： 事業者名③： 【課題をふまえた今後の方針】

(注) 本様式は、日本産業規格A4版とすること。

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名

令和 年度わかやまオープンファクトリー支援事業補助金に係る補助
事業完了後状況報告書

令和年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和 年度わかやま
オープンファクトリー支援事業補助金について、わかやまオープンファクトリー支
援事業補助金交付要綱第17の規定により、関係書類を添えて報告します。

- (注) 1 関係書類は別途指示するものとする。
2 本様式は、日本産業規格 A 4 版とすること。

(別紙)

令和 年度わかやまオープンファクトリー支援事業完了後状況報告書

(1) オープンファクトリー名	
(2) 補助事業の現状	
(3) 補助事業後のオープンファクトリーによって事業者にもたらされる効果	<p>事業者名①： <目標>※補助金申請時に記載した内容を転記 【最終目標】</p> <p>《実績》</p> <p>事業者名②： <目標>※補助金申請時に記載した内容を転記 【最終目標】</p> <p>《実績》</p> <p>事業者名③： <目標>※補助金申請時に記載した内容を転記 【最終目標】</p> <p>《実績》</p>
(4) 各事業者の業績	<p>事業者名①： 決算月： 売上高 円 従業員数 人 純利益 円</p> <p>事業者名②： 決算月 売上高 円 従業員数 人 純利益 円</p>

	事業者名③： 決算月： 売上高 円 従業員数 人 純利益 円
--	---

- (注) 1 事業実績が確認できる決算書等の資料を添付すること。
- 2 確定した決算がない場合、直近の確定した決算書等の資料を添付すること。
- 3 本様式は、日本産業規格 A 4 版とすること。